

## 東海市条例第39号

### 東海市いきいき元気で健康長寿のまちづくり条例

#### (目的)

第1条 この条例は、健康づくりに関し、基本理念を定め、並びに市、市民、健康づくり関係者及び事業者の役割を明らかにするとともに、健康づくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民が健康で生きがいを持ち、いきいきと元気に暮らすことができる健康長寿社会の実現に寄与することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において「健康づくり」とは、自らの健康状態に関心を持ち、運動、食生活等の生活習慣の改善及び人とのふれあいを通して、自らの心身の状態をより良くしようとする取組をいう。

2 この条例において「健康づくり関係者」とは、医療保険者、医療機関、教育機関、健康づくりに関する活動を行う市民活動団体その他の市民の健康づくりに関する活動を継続的に行うものをいう。

#### (基本理念)

第3条 健康づくりは、市民が生涯にわたりいきいきと元気に暮らすための基本であり、健康長寿社会を築くために必要不可欠なものであることに鑑み、まちづくりに資するものであるとの認識の下に行うものとする。

2 健康づくりは、市民の健康寿命(健康上の問題で日常生活が制限されることなく、生活できる期間をいう。)の延伸に向けて、市民の心と身体づくり及びふれあいづくり並びにこれらを支援するための環境づくりを推進するものとする。

3 健康づくりは、市、市民、健康づくり関係者及び事業者の協働・共創により、積極的に推進するものとする。

#### (市の役割)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、健康づくりに関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び計画的に実施するものとする。

2 市は、市民が日常生活の中で健康づくりに取り組みやすい環境整備を推進するとともに、市民、健康づくり関係者及び事業者（以下「市民等」という。）と連携して健康づくりに取り組むものとする。

（市民の役割）

第5条 市民は、基本理念にのっとり、健康づくりへの理解を深めるとともに、自らの心身の状態に応じた健康づくりに主体的に取り組むよう努めるものとする。

2 市民は、市が実施する健康づくりに関する施策及び他者が行う健康づくりに関する活動に協力するよう努めるものとする。

（健康づくり関係者の役割）

第6条 健康づくり関係者は、基本理念にのっとり、健康づくりへの理解を深めるとともに、健康づくりに関する活動に積極的に取り組むよう努めるものとする。

2 健康づくり関係者は、市が実施する健康づくりに関する施策及び他者が行う健康づくりに関する活動に協力するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、健康づくりへの理解を深めるとともに、従業員とその家族が健康づくりに取り組みやすい職場の環境整備に努めるものとする。

2 事業者は、市が実施する健康づくりに関する施策及び他者が行う健康づくりに関する活動に協力するよう努めるものとする。

（健康づくりに関する施策の策定等の指針）

第8条 健康づくりに関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、都市基盤及び生涯学習に関する施策を始めとした各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 市民が自らの健康状態への関心を高めること。
- (2) 市民一人一人に合った運動及び食生活の習慣が形成されること。
- (3) 市民と市民とのふれあいが保たれること。

（健康増進計画）

第9条 市長は、健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、健康づくりに関する基本的な計画（以下「健康増進計画」という。）を定めるものとする。

2 健康増進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 健康づくりに関する長期的な目標及び施策の方針

(2) 前号に掲げるもののほか、健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、健康増進計画を定めるに当たっては、市民等の意見を反映することができよう努めなければならない。

4 市長は、健康増進計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、健康増進計画の変更について準用する。

(市民等の意見の反映のための措置)

第10条 市は、健康づくりに関する施策の推進に当たっては、市民等との協議の場を設ける等市民等の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第11条 市は、健康づくりに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(理解を深めるための措置)

第12条 市は、市民等の健康づくりへの理解を深めるため、広報活動の充実、学習の場の提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(市民等の活動に対する支援)

第13条 市は、市民等が実施する健康づくりに関する活動を支援するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(実施状況の公表)

第14条 市長は、毎年、健康づくりに関する施策の実施状況を公表しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。